

## 行政文書の写しの交付に要する費用の額について

(平成23年新潟市告示第126号)

### 1 写しの作成に要する費用の額

#### (1) 複写機により複写したもの

白黒 (A3版以下) 1面につき10円

カラー (A3版以下) 1面につき70円

A3版を超えるもの 作成に要する費用に相当する額

#### (2) 電磁的記録の複写

写しの作成の方法	費用の額
用紙により出力したもの (A3版以下で白黒に限る)	1面につき10円
フレキシブルディスクに複写したもの (実施機関が用意する3.5インチのものとする)	1枚につき50円
光ディスクに複写したもの (実施機関が用意するCD-R (記憶容量700メガバイト)のものとする)	1枚につき100円
USBメモリに複写したもの (実施機関が用意する4ギガバイトのものとする)	1個につき1,000円
その他の電磁的記録媒体に複写したもの	当該電磁的記録媒体の交付に要する費用に相当する額

#### (3) 業務委託契約によるもの

当該委託契約による単価

### 2 写しの送付に要する費用の額

郵送料